

事業者向け説明会

令和7年11月25日

仙台市こども若者局幼稚園・保育部幼保企画課

目次

- 1. 令和8年度のこども誰でも通園制度の事業概要
- 2. 今後のスケジュール
- 3. 事前準備について
- 4. 利用の流れ
- 5. 基準について
- 6. 公定価格・利用料について
- 7. 総合支援システムについて
- 8. 令和7年度と令和8年度のこども誰でも通園制度の主な違いについて

こども誰でも通園制度の事業概要

【事業要旨】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件等を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる事業です。(乳児等通園支援事業)

こども誰でも通園制度の事業概要

- ▶こどもの成長の観点からの意義
 - ●家族とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
 - ●同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な 経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
 - ●年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

こども誰でも通園制度の事業概要

- ▶保護者にとっての意義
 - 専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。
 - ●こどもへの保護者の接し方を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の 現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長することができ る。
 - ●様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにもつながる。

こども誰でも通園制度の事業概要

- ▶事業者にとっての意義
 - ●地域の様々な関係者との連携が新たに生まれたり、関係が深化したりするなど、地域社会との関係が広がり、地域のこどもと子育て家庭を支援する社会資源として地域社会において頼られる存在となる。
 - ●定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、 高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、 発展させていく可能性が広がったりする。

こども誰でも通園制度の事業概要

▶一時預かり事業との違い

一時預かり事業が「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

こども誰でも通園制度の事業概要

本格実施までの流れ

令和6年度

試行的事業

- ・制度の本格実施を見据えた試行的事業を実施
- 全国118自治体で実施 (本市では市内10施設で実施)

令和7年度

乳児等通園支援事業

- ・「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして事業化
- ・補助事業として実施
- ・月10時間まで補助対象
- ・自治体の判断において実施(全 国259自治体で実施予定) (本市では市内19施設で実施)

令和8年度以降

乳児等支援給付

- ・子ども・子育て支援法に基づく、 新たな給付制度として開始
- ・利用可能時間は月10時間
- ・公定価格は未定
- 全自治体で実施

こども誰でも通園制度の事業概要

令和7年度こども誰でも通園制度実施施設等一覧

区	施設名	種別	区	施設名	種別
	青葉こども園	幼保連携型認定こども園	若林	あそびまショーこども園	保育所型認定こども園
	川前ぱれっと保育園	保育所		荒井あおばこども園	幼保連携型認定こども園
青	栗生あおばこども園	幼保連携型認定こども園		六郷ぱれっと保育園	保育所
葉	ぷりえ〜る保育園あらまき	小規模保育事業(A 型)	太白	鹿野なないろ保育園	保育所
	幼保連携型認定こども園みどりの森	幼保連携型認定こども園	白	富沢南なないろ保育園	保育所
	わくわくモリモリ保育所	事業所内保育事業 (小規模 A 型)		ねのしろいし幼稚園	幼稚園型認定こども園
	ちいさなこどもえん	保育所型認定こども園	泉	南中山すいせん保育園	事業所内保育事業 (保育所型)
宮	ちゃいるどらんど岩切駅前保育園	小規模保育事業(A 型)		幼保連携型認定こども園やかまし村	幼保連携型認定こども園
城	原町すいせんこども園	幼保連携型認定こども園			
野	ペンギンナーサリースクールせんだい	小規模保育事業(A 型)			
	ぽっかぽか彩保育園	小規模保育事業(A 型)			

今後のスケジュール(予定)

乳児等通園支援事業の 認可を受けるためには 事前協議が必要です。

日程	内容	事前協議が必要で			
R7.12月中旬	認可事前協議手続きの案内開始(R8.1月中旬提出締切)				
R.8.1月	総合支援システム(予約・時間管理等)に関する操作説明会				
R8.2月末	事前協議結果(認可見込)通知発出 認可及び確認の申請書類の受付開始(3月上旬提出締切)				
R8.3月上旬	総合支援システムを使った利用予約の開始				
R8.3月下旬	認可及び確認の結果通知発出				
R8.4月1日	事業開始				
R8.4月以降	利用者受入れ(随時) 給付関係(手続き等の詳細は改めてお知らせします)				

|事前準備について

3

【事業全体の準備】

- ●制度及び全体的な流れについての理解
- ●こども誰でも通園制度総合支援システムの登録
- ●職員及び在園児の保護者への周知

【児童受入に向けた準備】

- ●保育士等の雇用(必要に応じて)、人員の調整
- ●保育室、設備、備品等の準備
- ●重要事項説明書等の作成、法人の定款等への記載
- ●園内での研修等
- ●保育の記録用紙等、必要書類の準備

利用の流れ(定期利用と柔軟利用)

- ●利用を希望する方は、総合支援システムにより各施設に対して利用申請を行います。
- ●事業者は、総合支援システムによる利用申請を確認後、初回面談の日程調整を行ったうえで、利用の承認手続きを行います。
- ●初回面談以降は、定期利用または柔軟利用により総合支援システムによる 確認方法が異なります。

利用の流れ(定期利用と柔軟利用)

1. 定期利用

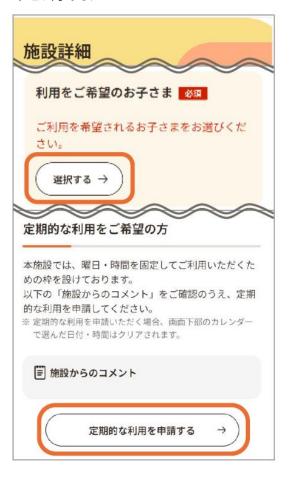
- ●利用する事業所を限定して登録したり、さらに利用する曜日や時間帯を 固定したりするなど、特定の事業所を定期的に利用する形
- ●保護者との面談により利用が決まった定期利用枠を事業者が登録する

2. 柔軟利用

- ●利用する事業所、月、曜日や時間を固定せずに、定期的でない柔軟な利用をする形
- 事業者が登録した時間ごとの空き枠に対して、保護者が利用申込を行う

利用の流れ(定期利用と柔軟利用の画面イメージ)

定期利用



柔軟利用



こども誰でも通園制度 総合支援システム利用者マニュアル利用者向け 更新月:2025年11月より引用

4 |利用の流れ(定期利用)

- 1. 認定申請 利用者は、市ホームページから利用のための認定申請を市に対して行います。
- 2. システムログイン 利用者は、市の認定後、総合支援システムから送付される案内メールからログイン します。
- 3. 初回面談申込 利用者は総合支援システムで事業所に対して初回面談の予約を行います。
- 4. 初回面談 事業所は、利用に必要な情報の聞き取りを行います。
- 5. 日程調整 事業所は、利用登録後、定期的に通園する日程を決定します。
- 6. 利用 利用者は、利用決定日に利用します。

利用の流れ(認定申請)

市ホームページからオンライン申請フォームにて電子申請(令和7年度)

専用フォームによる認定申請(電子申請)

事前に、本市にて該当となっているか確認いたします。

下記専用フォームにより申請を行ってください。(2次元コードからも接続いただけます。)

▶令和7年度仙台市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)対象者確認申請書 四



減免の適用にあたっては、下記専用フォームにより申請を行ってください。(2次元コードからも接続いただけます。)

▶令和7年度仙台市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)利用者負担額減免申請書 ②



(ホームページURL)※令和8年度向けのホームページは新たに作成する予定です。 https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kodomodaredemo/r7.html ホーム > くらしの情報 > 健康と福祉 > 子育で・若者 > 子育で・若者施策 > あずける > 一時的に利用できる保育サービス等 > こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)を実施しています

利用の流れ(定期利用)(予定)

利用終了 予約 請求 申込 面談 利用 消滅届の 事業所の 利 提出 認定申請 情報登録 降園 登園 検索 用 保育所入所、転出 仙台市HPから電 利用者アカウント 二次元コードを 二次元コードを 等により利用がで 子申請フォーム にログインし、必 読み取り、開始 読み取り、終了 きなくなった場合は を使用した申込 要情報を登録 時刻を打刻 時刻を打刻 面談の日 消滅届を提出 程調整 日程調整後に 事 面談を実施 予約 利用 請求 業 所 面談 定期利用の日程 こどもの様子をシステムに入力 に応じて事業所 が予約 請求書受領 審査 認定 仙 消滅届受領 支払い 台 利用希望者から 利用希望者にア の申請に基づき カウントを発行 利用状況の把握 実施

|利用の流れ(柔軟利用)

- 1. 認定申請 利用者は、市ホームページから利用のための認定申請を市に対して行います。
- 2. システムログイン 利用者は、市の認定後、総合支援システムから送付される案内メールからログイン します。
- 3. 初回面談申込 利用者は総合支援システムで事業所に対して初回面談の予約を行います。
- 4. 初回面談 事業所は、利用に必要な情報の聞き取りを行います。
- 5. 日程調整 利用者は、初回面談実施後、総合支援システムで利用予約を行います。
- 6. 予約 事業所が受入れ可否を決定し、予約が確定します。
- 7. 利用 利用者は、利用決定日に利用します。

利用の流れ(柔軟利用)(予定)

利用終了 予約 請求 申込 面談 利用 消滅届の 事業所の 利 提出 認定申請 情報登録 降園 登園 検索 用 保育所入所、転出 仙台市HPから電 利用者アカウント 二次元コードを 二次元コードを 等により利用がで 子申請フォーム にログインし、必 読み取り、開始 読み取り、終了 きなくなった場合は 予約 を使用した申込 要情報を登録 時刻を打刻 時刻を打刻 面談の日 消滅届を提出 程調整 事業所が受入 日程調整後に 事 可否を決定し 面談を実施 予約可能 予約が確定 利用 請求 業 枠の登録 所 面談 こどもの様子をシステムに入力 認定 請求書受領 審査 仙 消滅届受領 支払い 台 利用希望者にア 利用希望者から カウントを発行 の申請に基づき 利用状況の把握 実施

|基準について

こども誰でも通園制度の実施にあたっては、国の内閣府令や本市の条例等[※]の基準を満たすことが必要です。

【基準等(抜粋)】

- 1. 利用対象者
- 2. 利用上限時間
- 3. 職員配置基準・設備基準
- 4. 利用料•利用料減免
- 5. 給食提供等
- 6. その他留意事項

※「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」、「特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準」、「仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例」、「仙台市乳児等通園支援事業認可要綱」等

5-1 利用対象者

次の1・2を満たし、自治体によってこども誰でも通園制度に係る利用認定を受けているこどもが対象となります。

- 1. 保育所・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育事業所に在園していないこと
- 2. 0歳6か月~満3歳未満の児童(3歳の誕生日の前々日まで利用可能)
 - ※認可外保育施設(企業主導型保育事業所を除く)に通っている児童は対象
- ※令和8年度からは、他自治体において利用認定を受けたこどもも、本市の 事業所を利用できるようになります。

5-2 利用上限時間

こども誰でも通園制度の利用上限時間は、こども一人あたり月「10時間」です。 1日の利用時間については、申込の際に利用児童保護者と相談のうえ決定してく ださい。

※今後国から示される内容により、時間数が変更となる場合があります。

保護者がこども誰でも通園制度の利用上限時間である10時間を超えて、引き続き利用を希望する場合は、利用目的は異なりますが、一時預かり事業(私的利用)などを保護者のニーズに応じてご案内いただきますよう、お願いいたします。

※こども誰でも通園制度実施施設において一時預かり事業を実施している場合には、お手数ですが一時預かり事業の利用申込書を別途作成の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

※利用上限時間数の関係で、同じ日にこども誰でも通園制度と一時預かり事業をご利用いただくことも可能です。その場合、それぞれの利用実績として実績報告に含めてください。

5-3

|職員配置基準・設備基準(事業の実施方法)

▶事業の実施方法の種類

●一般型

定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行います。 形態は以下のとおりです。

- 1. 在園児と一緒に過ごすことを基本とする「在園児合同実施」
- 2. 在園児とは別に、本制度を利用するこども同士で過ごすことを基本とする「専用室独立実施」
 - ※保育施設等で保育に使用していない部屋があれば、認可を受けたう えで実施可能です。
- 3. 保育所等に併設せず、本制度のみを実施する施設で事業を行う「独立施設実施」

5-3

職員配置基準・設備基準(事業の実施方法)

●余裕活用型

保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行います。

- ※余裕活用型乳児等通園支援事業は、認可を受けたうえで定員に対して受け入れ児童数に空きがあれば受け入れ可能です。
- ※余裕活用型乳児等通園支援事業と余裕活用型一時預かり事業を同時に実施することができます。
- ※余裕活用型乳児等通園支援事業の実施にあたり、追加の人員配置、設備等 は不要です。

5-3 職員配置基準・設備基準(一般型)

			本市の認可施設・事業所				
	国基準(乳児等通園 支援事業)	右記以外施設	保育所 認定こども園	小規模保育事業A型 事業所内保育事業(保育 所型)	小規模保育 事業B型	事業所内 保育事業 (小規模 型)	家庭的保育事業 小規模保育事業C型
職員数	0歳児3人につき1人 1・2歳児6人につき1 人	(国基 準と同 じ)	(国基準と同じ)				
資格	保育士または子育て 支援員(1/2以上保育 士)	(国基 準と同 じ)	保育士		保育士また は子育て支 援員(2/3以 上保育士)	(国基準と同じ) 保育士または子育て支援員 (1/2以上保育士)	
保育室等1 人あたり	乳児室1.65㎡ ほふく室3.3㎡ 2歳児1.98㎡	(国基 準と同 じ)	0歳児 乳児室 5.0㎡ ほふく室 5.0㎡ 1歳児 ほふく室 3.3㎡ 2歳児 1.98㎡ ※事業所内保育事業(保		3.3㎡ 3.3㎡ 児 3.3㎡ 1.98㎡		0歳児 乳児室 3.3㎡ ほふく室 3.3㎡ 1歳児 ほふく室 3.3㎡ 2歳児 3.3㎡
2階以上に 保育室を設 ける場合	耐火建築物または準 耐火建築物	(国基 準と同 じ)	(国基準と同じ)				

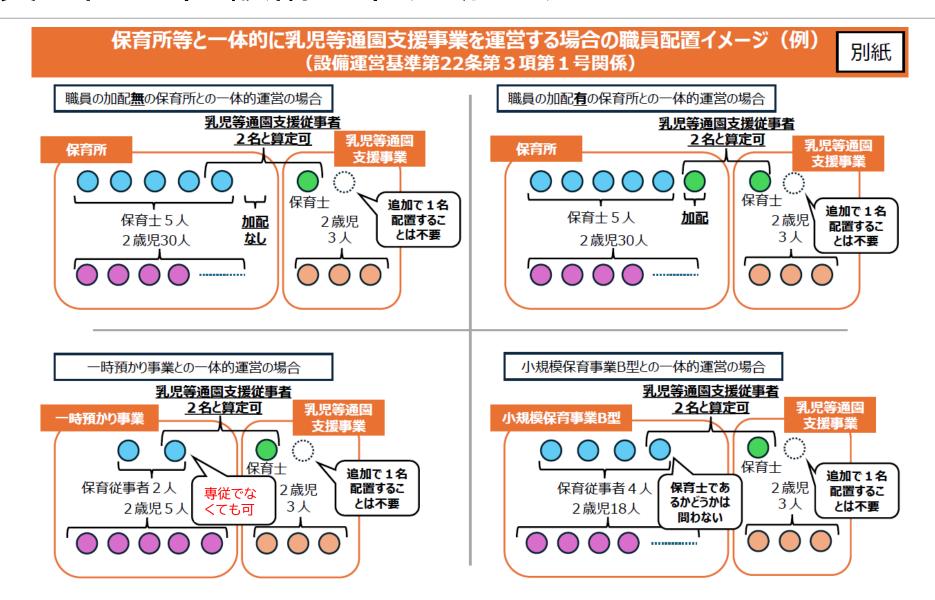
5-3 職員配置基準・設備基準(一般型)

- ▶職員の配置人数について
 - 一般型は、原則、専従職員を2人以上配置する必要があります。

※ただし、こども誰でも通園制度と保育所等が一体的に運営される場合であっ てこども誰でも通園制度を行うに当たって、当該保育所等の支援を受けること ができるときなどについては、専従職員を一人とすることができます。

5-3

職員配置基準・設備基準(一般型)



5-3 職員配置基準・設備基準(余裕活用型)

		本市の認可施設・事業所						
	右記以 外施設	保育所 認定こども園	小規模保育事業A型 事業所内保育事業(保育 所型)	小規模保育 事業B型	事業所内 保育事業 (小規模 型)	家庭的保育事業 小規模保育事業C型		
職員数								
資格	(実施	本市認可基準に準ずる 【利用定員の範囲内で受け入れが可能】						
保育室等1 人あたり	不可)	⇒利用調整を経て入所している児童に空きがあれば、 こども誰でも通園制度を利用する児童を受入できる。 (空きがある年齢の枠に対応する年齢の児童が利用できる)						
2階以上に 保育室を設 ける場合								

5-4

利用料•利用料減免

こども誰でも通園制度の利用にあたり、利用者から以下の費用を徴収することができます。

なお、費用を徴収する場合は、運営規程に徴収費用を規定することが必要です。

(1)利用料

未定

(令和7年度においては、1時間あたり300円を標準として事業者が定める。)

- (2)実費を伴うもの※事前に保護者の同意が必要 昼食代、おやつ代など事業者が必要な費用としてあらかじめ定めるもの
- (3)利用料の減免

未定

(令和7年度においては、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯について、市への申請により利用料が減免となる場合がある。)

5-5 給食提供等

こども誰でも通園制度の利用者に対して、給食やおやつを提供することは必須ではありません。

ただし、給食やおやつを提供する場合には、利用者に対応状況が分かるよう 周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応 など、適切な実施に留意してください。

5-6 その他留意事項

- ●こども誰でも通園制度による預かりの時間帯・実施する曜日は、各事業者が 自由に設定いただいて構いません。
- ●一般型を実施する事業者は、預かる児童の年齢について各事業者が自由に設定できます。また、余裕活用型を実施する事業者は、空きがある年齢の児童の受入れのみを行っていただければ構いません。
- ●利用児童について、集団におけるこどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりのこどもの実態に応じた個別計画を作成し、日々の保育の状況を記録してください。
- ●実施施設の判断により、預かりの初回に親子通園を取り入れることも可能とします。その場合は、親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないよう留意してください。なお、親子通園を行った時間や日数については、今後確認を行う場合があります。
- 事業実施に当たっては、こども家庭庁や市が発出する関係法令・通知等を参考にして実施を行ってください。

詳細については、未定であり、令和7年10月10日の国の「こども誰でも通園制 度の本格実施に向けた検討会(第2回)で示された内容は下記のとおりです。

【参考: R7補助単価 O歳児:1,300円、1歳児:1,100円、2歳児:900円】 なお、公定価格は、令和7年12月末頃に示される予定です。

> しどもまんなか こども家庭庁

公定価格・利用料の在り方について

対応の方向性(案)

- 公定価格については、現在実施している子ども・子育て支援交付金と同様に、単価+加算という形で 実施をしてはどうか。
- (※) 単価・加算の詳細については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
- (※) 加算については、現行の加算(障害児加算、要支援家庭のこども加算、医療的ケア児加算)に加え、予算編成過程で検討し、年末にお示し する。
- 公定価格と併せて、実費※に加え、事業所の取組に応じて必要な額を利用料として徴収することができ ることとしてはどうか。
- (※)給食代・食材費、通園バス代、文房具代等を想定。
- 利用料の徴収に当たっての留意点については、整理した上で、別途通知等でお示しすることとしては どうか。

総合支援システムについて

■こども誰でも通園制度総合支援システムとは

総合支援システム(以下、本システム)とは、 こども誰でも通園制度の創設に向けて、各地方公共団体・事業者・利用者にご提供し、 制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る目的で構築されたシステムです。 こども家庭庁が本システムを開発・提供し、市区町村/都道府県が制度の運営を担います。

本システムは、主に以下の機能を備えています。

- 利用者が簡単に予約できる機能(予約管理機能)
- 事業者がこどもの情報を把握したり、市区町村が利用状況を確認できる機能(データ管理機能)
- 事業者から市区町村への請求を容易にする機能(請求書発行機能)

こども誰でも通園制度 総合支援システム利用者マニュアル 事業者向け 更新月:2025年11月より引用 ※仙台市において、「請求書発行機能」は導入検討中

総合支援システムについて

| 利用者・事業者・自治体と本システムの関係性

利用者

- 予約
- ・キャンセル
- 基本情報登録
- 利用実績確認

事業者

- 予約管理
- 利用実績登録
- 請求書発行
- 基本情報確認

総合支援システム

- 予約管理機能
- データ管理機能
- 請求書発行機能



自治体

- 代理予約
- 利用状況の 確認
- 請求書確認

こども誰でも通園制度 総合支援システム利用者マニュアル 事業者向け 更新月:2025年11月より引用

※仙台市において、「請求書発行機能」は導入検討中

総合支援システムについて(ホーム画面イメージ)

利用者



事業所



こども誰でも通園制度 総合支援システム利用者マニュアル 事業者向け 更新月:2025年11月、 利用者向け 更新月:2025年11月より引用

令和7年度と令和8年度のこども誰でも通園制度の主な違いについて

	令和7年度	令和8年度		
制度	地域子ども・子育て支援事業	乳児等のための支援給付		
人員配置·設備運営基準	「仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例」・「仙台市乳児等通園支援事業認可要綱」等のとおり			
利用可能時間	10	寺間		
補助·公定価格等	1人につき1時間あたり 0歳児:1,300円 1歳児:1,100円 2歳児:900円 ※1時間300円を標準として利用料を徴収	未定		
提供体制	自治体の判断により実施	全国で実施		
利用対象者	■ 仙台市内に居住していること■ 保育所等に在園していないこと■ 0歳6か月~満3歳未満の児童(3歳の誕生日の前々日まで利用可能)	■ 保育所等に在園していないこと ■ 0歳6か月~満3歳未満の児童(3歳の誕生 日の前々日まで利用可能)		
予約方法	電話等	総合支援システムによるオンライン予約		

ご清聴ありがとうございました。

本市のこどもたちの笑顔のために、ぜひこども誰でも通園制度の実施について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 (R7.11.1時点)

問い合わせ内容	問い合わせ先
●利用者の認定に関すること	認定給付課認定調整係 電話:022-214-8655
●給付費(公定価格、加算認定等)に関すること	認定給付課給付係 電話:022-214-8524
●認可・確認に関すること	幼保企画課調整係 電話:022-214-8185
●事業の指導監査に関すること	運営支援課指導係 電話:022-214-8179